

## 六価クロムワーキンググループの廃止について

六価クロムに関する食品健康影響評価の終了に伴い、食品安全委員会専門調査会等運営規程（平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定）第 6 条第 2 項及び六価クロムワーキンググループの設置について（平成 29 年 5 月 30 日食品安全委員会決定）第 3 項（12）の規定により六価クロムワーキンググループを廃止することとする。